



町立病院の今後について 検討が進められています

平成18年に「医療制度改革法」が成立したことにより、町立病院の今後のあり方について、町、町議会において協議しています。

医療制度改革法とは？

医療の必要性の低い社会的入院の解消に向けて、現在38万床ある療養病床のうち介護保険適用の13万床を廃止し、医療保険適用の25万床を40%減の15万床にする改正法が成立しました。

幌延町立病院の療養病床は28床で、これを40%削減するとなると、17床となります。これに一般病床8床を加えると25床の規模の病院ということになります。

町立病院のあり方

この法改正をきっかけに、わが町の病院のあり方についての検討が始まりました。

幌延町立病院は、昭和42年12月に現在地に新築移転され、築39年が経過しています。平成18年1月に改正された耐震改修促進法の指示・立入検査の対象となる病院(3階2千㎡)には該当しませんが、老朽化が著しく、改築或いは新築を考えなくてははいけません。併せて平成18年4月には診療報酬の改正が行われ、医療の必要性の低い患者に対する医療費の厳しい引き下げが行われました。これらにより、町立病院の経営状況が悪化し、平成18年度では一般会計からの繰出金は2億4、764万円となっています。(前年比+3、561万円)

患者数

(単位：千円)

